

第14回 特定技能と他制度の関係②

前回の本連載でも紹介した新在留資格「特定技能」の介護分野における試験が始まった。フィリピン・マニラで4月13、14の両日行われた第1回試験は、筆者の予想に反して試験告知後すぐに定員が埋まり、125人が受験した。試験科目は介護技能評価試験、介護日本語評価試験の2つ。1ヵ月後をめどに結果が判明し、合格者は早ければ今夏にも来日するという。

フィリピンではこれに続き、5月は25日から27日にかけて、6月も2回試験が実施される予定だ。サンプル問題を見る限り、難易度が高くないものも多く、合格者の質

の担保に不安を覚えるのは筆者だけではないはずだ。今後の試験のあり方を含めて、特定技能による外国人就労者を受け入れる予定のある企業はしっかりと試験の動向に注目してほしい。

こうして始まった特定技能の就労者は、今後だ

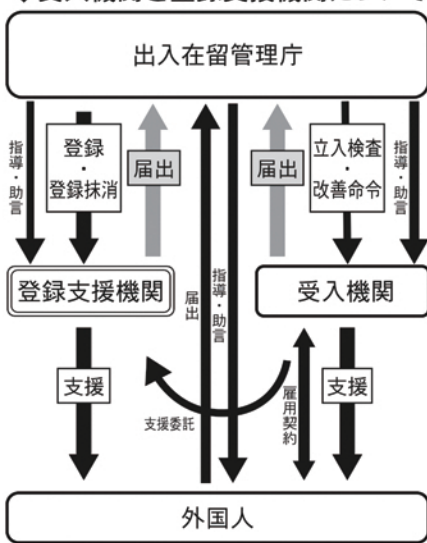
今からでも遅くない  
賢い介護技能実習生の  
活用術

ライフケア医療介護事業協同組合  
専務理事 庄司孝正



特定技能試験開始、動向に注視を

◆受入機関と登録支援機関について



法務省資料より引用

庄司孝正プロフィール  
ライフケア医療介護事業協同組合 専務理事  
1999年から大手企業グループで介護保険制度スタートに伴う新規事業立ち上げプロジェクトに参画。以降およそ20年にわたって介護業界に身を置き、施設運営や企業経営などに従事。2017年からライフケア医療介護事業協同組合の専務理事を務めている。現在は監理団体での外国人技能実習制度に関する業務に携わるほか、介護分野における同制度の普及・啓発に向けた活動を行う。

んだん増えるだろう。しかし、当面は先行して入国している技能実習生が中心になる。だから、近い将来に特定技能の就労者を受け入れられる職場環境を、先行して実習生を育成することで作り上げることが重要といえる。

支援機関へ委託も  
介護施設が特定技能による就労者を受け入れるためには、在留資格の申請は、出入国在留管理庁から始めることを薦めている。

請や各種支援計画の策定・実施が求められる。出入国在留管理庁への各種届出も必須だ。このうち、支援業務は「登録支援機関」に全面委託することできる。ただし、登録支援機関を選ぶ際には、適切な支援があるかどうかをしっかりと判断してほしい。適切な支援を怠っている実習生の受け入れから始めることを薦めている。

理庁から指導や改善命令を受ける可能性があるためだ。だから、ノウハウの乏しい介護施設が、いきなり登録支援機関なしに特定技能の就労者を受け入れることはハードルが高いといえる。前述の通り既に入国実績も多く、ノウハウが蓄積されている実習生の受け入れから始めることを薦めている。